

専門職業大学「審議経過報告」に関するパブリックコメント提出意見

2016年4月18日 日本私大教連中央執行委員会

◆「はじめに」および「審議経過報告」全体について

2015年3月に公表された文部科学省の有識者会議『実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の新たな高等教育機関の在り方について 審議のまとめ』に対して、日本私大教連中央執行委員会は声明を発表し、同「まとめ」が提示した「新たな高等教育機関」を大学型として設置する方向について重大な危惧を表明し、これに反対する考えを示した。すなわち、同「まとめ」が構想する「新大学」は、教育基本法第7条「大学は学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探求して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」との規定から逸脱するものであり、それを既存の大学と同一の学位授与機関として併置することは、わが国の高等教育機関の発展・充実に寄与せず、既存の高等教育機関を劣化させる政策であること、また同「まとめ」が主張する「実践的な職業教育」はすでに多くの私立大学で取り組まれており、学術的知見と高い教養に裏打ちされた大学教育でこそ充実した職業教育をなし得ること等を主張した。

日本私大教連はこの1年、中教審の「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の新たな高等教育機関の制度化に関する特別部会」をすべて傍聴し、審議を注視してきた。残念なことに審議の経過は、上記声明の内容が的確であったと確信するものであった。上述「審議のまとめ」では「中央教育審議会での議論においては、大学とは異なる新たな学校種を設ける可能性を排除することはせず」とされていたにもかかわらず、特別部会は職業教育に特化した新たな教育機関を「大学体系に位置付ける」ことを所与の前提であるかのように扱い、本質的な議論を行わなかった。部会委員からも、ヒアリング等で意見表明を行った大学関係者や企業関係者からも、「実践的な職業教育は現行の大学で可能ではないか」「新たな大学制度を設ける必要性が判然としない」「どのような職業分野で新たな高等教育機関が必要とされているのか」等、制度設計の根本に関わる疑念や反対が再三にわたり示されたが、全く議題に取り上げられなかった。

こうした経緯で取りまとめられた「審議経過報告」は、エビデンスに基づかない観念的で曖昧な記述が多く、新たな職業教育機関を大学型として設置することの明確な必要性を示していない。4月11日の第14回特別部会で実施された「審議経過報告」に対するヒアリングでも、意見表明した高等教育関係7団体のうち、新たな職業教育機関を大学型として設置することに積極的な賛意を示したのは全国専修学校各種学校総連合会のみであった。日本私立大学団体連合会、日本私立短期大学協会など6団体は、いずれも疑念や危惧、反対の意を表明している。また日本経済団体連合会も、「現時点では、どのような職業分野で当該教育機関へのニーズがあるかが不明確」、「経団連として、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を創設することを要望したことはない」等、同様の意見を述べている。

日本の大学制度の中に新たな学校種を設けるという重大な制度変更が、ほとんど議論や検討もなされずに、大学関係者の反対を押し切って決定されていこうとしていることは、審議

会制度の形骸化そのものであり、文部科学行政の暴挙である。私たちはこうした事態に厳しく抗議するとともに、あらためて実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を大学型として設置することに強く反対する。

◆「新たな職業教育機関を大学体系に位置付ける」ことについて

「審議経過報告」は、第Ⅲ章「新たな高等教育機関の制度化の方向性」「3. 大学体系への位置づけ」において、「新たな高等教育機関については、教養や理論にも裏付けられた実践力を育成するものであること等を踏まえれば、大学体系の一部をなす機関として、その制度の設計を図り、従来の大学と同等の評価を得られるようにすることが適切」(p13)と述べている。また、新たな職業教育機関の教育上の特性について、「特定の職業専門性の陶冶と、専門性の枠に止まらないより広い基礎・教養の涵養とを、同時に実現」(p12)、「技能の教育と学問の教育の融合を図り、理論にも裏打ちされた実践力を育成」(p18)、「職業実践知に基づく教育と学術知に基づく教育の融合による人材育成の充実」(p26)など、ことさら「学術」「研究」「教養」を強調している。しかしこれらの言い回しは、新たな職業教育機関を大学体系に位置付けるがためのごまかしである。

「審議経過報告」が示す新たな職業教育機関の「学術」「研究」は、「職業・社会における「実践の理論」を重視した研究を志向するものであり、学術上の探求そのものに自己目的化した研究を目指すことが主目的ではない」(p24)と述べているとおり、あくまで「実践的な職業教育」に必要な範囲に限定したものである。同様に「教養」も、「変化への対応等に必要な基礎・教養」(p8)と限定されており、教育基本法のうたう「人格の完成」や「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質」を備えた人間の育成という教育の目的をないがしろにするものである。

このような新たな職業教育機関は、教育基本法・学校教育法が規定する「学術の中心」たる大学像とはまったく相容れないものである。新たな職業教育機関は、教育基本法7条が規定する「学術の中心として」「高い教養」を培うこと、「深く真理を探究して新たな知見を創造」することといった目的から逸脱している。

大学に値しない教育機関を大学型として設置することは、従来の高等教育機関にも深刻な悪影響を及ぼすこととなろう。そうでなくとも、近年、国や産業界は、グローバル競争力強化への貢献という文脈で、短期的で目先だけのアウトプットを大学に要求する傾向にある。新たな職業教育機関が大学として制度化されれば、「学術の中心として」「高い教養」を培い、「深く真理を探究して新たな知見を創造」するという大学の使命がさらに軽んじられることは想像に難くない。

高等教育機関である大学が学術研究機関であるという特質を喪失してしまえば、大学の存在価値が問われることになる。この点から、新たな職業教育機関を大学型として設置することに強く反対する。

◆「新たな高等教育機関の制度設計等」について

「審議経過報告」は、第Ⅳ章の「新たな高等教育機関の制度設計等」において、「常に最新の知識・技術等を教育内容に反映できるよう、教員の流動性の確保が重要」(p22)と強調し

ている。このことは、制度化が目論まれている新たな職業教育機関では、教員がきわめて不安定な雇用環境に置かれることを意味している。労働者保護の観点から重大な問題であるとともに、数年単位で企業等の現場に戻るような、いわば「腰かけ教員」が大半を占める状況となり、とても質の高い教育活動を行うことはできない。

また「審議経過報告」は、「専門職業人材に対するニーズが早いサイクルで転換していくことを想定」し、「社会のニーズの変化への迅速な対応」を強調している（p20）。有識者会議「審議のまとめ」が、「組織・機関の再編を含め円滑な教育の改善・刷新を可能とする仕組みの整備や学生保護の方策等についても今後検討が必要」と明確に述べていたことを踏まえれば、「審議経過報告」もまた、組織・機関の迅速なスクラップ・アンド・ビルドを可能とする仕組みづくりを指向しているものと考えられる。

新たな職業教育機関は、教員組織としても機関そのものとしても非常に不安定なものとなることは明らかである。そのような質も継続性も保証されない機関を、公共性がきわめて高く継続性こそが求められるはずの大学型として設置することは無責任の極みである。この意味において、新たな職業教育機関を大学体系に位置づけることに強く反対する。

◆「職業教育の課題と求められる対応」について

多くの私立大学・短期大学では、幅広い教養の教育と、学術研究の成果に基づく専門教育を土台として、その上に職業教育や、多様な職業分野の職業的専門性を育成する教育を実践してきた。医療・看護、福祉、教育などの分野における国家資格の取得は言うに及ばず、多様な資格を取得できるプログラムを設置し、ジョブインターン制度の導入・活用、卒業生の支援を得て職業観の養成や動機づけをはかるなど、さまざまに創意工夫した活動を通じて学生が職業人として育っていくための支援を積極的にすすめ、成果を上げてきた。

このことは「審議経過報告」でも、各高等教育機関は「社会で必要とされる様々な領域の職業人養成を推進してきた」（p5）、「大学・短期大学は、学問研究の成果に基づく知識や思考法等を教授するだけでなく、職業上の実技能力を反復的・体験的に習得させる等の指導までを多く行うようになっている」（p6）、「現行の大学等が、自らの判断で、技能教育との融合を進め、それらの人材養成を推進していくことも可能ではある」（p9）等と述べられているところである。

「審議経過報告」が強調するところの、変化の激しい時代であるからこそ、幅広い教養教育と学術研究の知見にもとづく専門教育を通じて、理論的・批判的思考力や判断力、汎用的・基礎的な職業能力を涵養するとともに、多様な職業的専門性や職業人としての応用力を育成することが重要である。

現在、広範な職業分野に対応する多様な職業教育を担っている私立大学・短期大学は、少子化により経営困難に見舞われている。劣悪な新たな職業教育機関に対してではなく、現に職業教育を担っている既存大学の教育研究を評価して支援を拡充することが、有効な公的資金の配分であると考えられる。この意味では、国立大学の運営費交付金と同様の基盤経費である私立大学等経常費補助を削減するのではなく、大幅拡充に転じるべきである。